

野市生第 3 2 9 号

令和 6 年 1 2 月 6 日

市内自治会長 各位

野田市長 鈴木 有

令和 7 年度自治会集会施設整備事業補助金の申請について

師走の候、貴職におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、市政全般に対し格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、市では、自治会館等の新築・修繕等に対し、予算の範囲内で申請に基づき自治会集会施設整備事業補助金（以下「補助金」とします。）を交付しておりますが、制度の改善を求める声や受付方法など課題があったことから見直しを進め、令和 7 年度から新制度での運用を開始します。

つきましては、令和 7 年度の補助金交付を希望する団体の申請を受付しますので、交付を希望する団体は下記のとおり提出をお願いします。

制度改正の概要について不明な点などがありましたらお問い合わせください。

なお、令和 8 年度以降の補助金申請については別途御案内申し上げます。

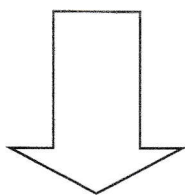
記

- 1 提出期限 令和 7 年 1 月 1 7 日（金）
- 2 提出場所 野田市役所市民生活課（本庁舎低層棟 2 階）
- 3 提出書類 自治会集会施設整備事業補助金交付申請書及び添付書類
※別紙「自治会集会施設整備事業補助金申請手続の流れ」（新築・改築・増築・大規模修繕用及び小規模修繕用）を御確認ください。
- 4 問合せ先
野田市役所 市民生活部 市民生活課 コミュニティ係
担当：高梨、山田 TEL：0 4－7 1 2 3－1 0 8 3（直通）

自治会集会施設整備事業補助金の見直しの概要

◆旧制度

	新築等補助修繕費補助（共通）
補 助 率	6／10
補助金上限額	1,200 万円
補助金対象経費最低額	100 万円
次回申請	事業完了後 10 年経過後



◆新制度（※旧制度からの変更箇所は、**太字部分**）

	新築等補助	修繕費補助
補 助 率	6／10	
補助金上限額	1,200 万円	
補助金対象経費最低額	20 万円	
次回申請	事業完了後 30 年 経過	対象経費 100 万円以上は、事業完了後 10 年経過後 100 万円未満の修繕は、随時申請受付 ただし、修繕が同一の箇所及び内容の場合は、事業完了後 5 年経過後

自治会集会施設整備事業補助金申請手続きの流れ

【新築、改築、増築、100万円以上の大規模修繕工事用】

1 自治会等の整備について、今後の団体運営にあたり必要となる整備か否かについて十分な検討を行ってください。

- ①自治会等内で事業の計画を立てる（※工事実施年の前年度までに）
- ②実施業者等より見積書を徴取し、工事費を把握する。
- ③市民生活課で、実施年度及び整備内容が補助事業の対象であるか確認する。
- ④自治会等の会則等に基づき議決を経る。
- ⑤必要となる資金（自己負担分）の確認を行う。

補助金の額は、補助の対象費用の100分の60に相当する額（1万円未満の端数切捨）とし、1,200万円を限度とする。

2 交付申請書の提出

原則として、整備事業を実施する年度の前年度の9月30日まで（令和7年度については、令和7年1月17日（金）まで）に自治会集会施設整備事業補助金交付申請書の提出をお願いします。

申請内容を審査し、整備事業を実施する年度の4月30日までに交付または不交付の決定を行います。

○ 自治会集会施設整備事業補助金交付申請書

～添付書類～

- (1) 見積書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 自治会等の会則または規約
- (4) 自治会等の議決等を経たことを証する書類
- (5) 着工前の写真（整備箇所が分かるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

図面（位置図・平面図・立面図等）^{注1}

土地・建物の所有を示す書類（登記事項証明書、借地契約書等）^{注1}

建築確認通知書^{注1}または売渡し承諾書

※ 建築の確認済証に添付されているもので構いません。

注1）簡易な修繕工事や、柱などの主要構造部以外の修繕の場合は不要

3 補助金交付決定書の送付

2で提出された書類を審査し、整備事業を実施する年度の4月30日までに補助

金交付の決定を行い、市から補助金交付決定書を送付いたします。

4 工事着工

補助金交付決定書受領後に、工事を着工してください。

5 補助金交付申請事項変更届出書

※交付申請時の工事内容に変更が生じた場合のみ提出してください。

6 工事完了後

工事が完了しましたら、次の書類を市民生活課へ提出して下さい。

○ 自治会集会施設整備事業補助金実績報告書

～添付書類～

(1) 自治会集会施設整備事業補助金交付請求書（市指定様式）

(2) 収入支出決算書

(3) 工事費又は購入代金を支払ったことを証する書類または確約書

※後日、補助金として交付される工事費の60%分について、市補助金交付後に工事業者に支払う場合には、確約書を提出してください。

(4) 整備事業完了後の写真（工事前後で工事箇所の比較確認が可能な写真）

(5) その他市長が必要と認める書類

建築の検査済証^{注1}

注1) 簡易な修繕工事や、柱などの主要構造部以外の修繕の場合は不要

7 実績報告書の提出後

補助金交付の審査後に自治会集会施設整備の完了を確認しましたら、指定された口座に補助金の振込を行います。

なお、上記6(3)で確約書を提出した自治会は、工事業者への支払後、工事費又は購入代金を支払ったことを証する書類を市民生活課に提出してください。

－ 問合せ先 －

野田市役所 市民生活部 市民生活課 コミュニティ係
担当 高梨、山田

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話 04-7123-1083（直通）

Fax 04-7123-1737

自治会集会施設整備事業補助金申請手続きの流れ【小規模修繕】

対象経費20万円以上100万円未満の修繕工事が対象です。

100万円未満の修繕は、随時申請受付します。

(ただし、修繕が同一の箇所及び内容の場合は、事業完了後5年経過後となります)

- 1 自治会等の整備について、今後の団体運営にあたり必要となる整備か否かについて十分な検討を行ってください。

①実施業者等より見積書を徴取し、工事費を把握する。

②市民生活課で、実施年度及び整備内容が補助事業の対象であるか確認する。

③自治会の会則等に基づき議決を経る。

④必要となる資金（自己負担分）の確認を行う。

補助金の額は、補助の対象費用の100分の60に相当する額（1万円未満の端数切捨）

2 交付申請書の提出

原則として、整備事業を実施する年度の前年度の9月30日まで（令和7年度については、令和7年1月17日（金）まで）に自治会集会施設整備事業補助金交付申請書の提出をお願いします。

申請内容を審査し、整備事業を実施する年度の4月30日までに交付または不交付の決定を行います。

例外として、施設利用者の生命、身体または財産に影響をもたらすおそれのある緊急性が高いと認められる修繕は、上記に関わらず当該年度の補助金で対応を検討しますので、まずは市民生活課までお問い合わせください。

※申請の有無に関わらず御相談は随時受付しております。

○ 自治会集会施設整備事業補助金交付申請書

～添付書類～

(1) 見積書

(2) 収入支出予算書

(3) 自治会等の会則または規約

(4) 自治会等の議決等を経たことを証する書類

(5) 着工前の写真（整備箇所が分かるもの）

3 補助金交付決定書の送付

2で提出された書類を審査し、整備事業を実施する年度の4月30日までに補助金交付の決定を行い、市から補助金交付決定書を送付いたします。

4 工事着工

補助金交付決定書受領後に、工事を着工してください。

※緊急の工事が必要な場合は、市民生活課にご相談ください。

5 補助金交付申請事項変更届出書

※交付申請時の工事内容に変更が生じた場合のみ提出してください。

6 工事完了後

工事が完了しましたら次の書類を市民生活課へ提出して下さい。

○ 自治会集会施設整備事業実績報告書

～添付書類～

(1) 自治会集会施設整備事業補助金交付請求書（市指定様式）

(2) 収入支出決算書

(3) 工事費を支払ったことを証する書類または確約書

※後日、補助金として交付される工事費の60%分について、市補助金
交付後に工事業者に支払う場合には、確約書を提出してください。

(4) 整備事業完了後の写真（工事前後で工事箇所の比較確認が可能な写真）

7 実績報告書の提出後

補助金交付の審査後に自治会集会施設整備の完了を確認しましたら、指定された口座に補助金の振込を行います。

なお、上記6(3)で確約書を提出した自治会は、工事業者への支払後、工事費を支払ったことを証する書類を市民生活課に提出してください。

－ 問合せ先 －

野田市役所 市民生活部 市民生活課 コミュニティ係
担当 高梨、山田

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

電話 04-7123-1083（直通）

Fax 04-7123-1737

年 月 日

(宛先) 野田市長

自治会集会施設整備事業補助金交付申請書

自治会集会施設整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名			
申 請 者 (代表者)	住所		
	氏名		
	電話 番号		
担 当 者 氏 名 (代表者と異なる場合に記入)		電話 番号	
自治会集会施設 所 在 地			
工事費又は購入費		円 (税込)	
補 助 対 象 費 用		円 (税込)	
交 付 申 請 額 補助対象費用の 60/100 1 万円未満の端数切捨 上限 1,200 万円		円	

添付書類

	新築、改築、 増築、購入	大規模修繕 100 万円以上	小規模修繕 100 万円未満
(1) 見積書	○	○	○
(2) 収入支出予算書	○	○	○
(3) 自治会等の会則または規約	○	○	○
(4) 自治会等の議決等を経たことを証する書類	○	○	○
(5) 着工前の写真 (整備箇所が分かるもの)	○	○	○
(6) その他市長が必要と認める書類			
(6-1) 図面 (位置図・平面図・立面図等) ※建築の確認済証に添付されているもので構いません。	○	○	
(6-2) 土地・建物の所有を示す書類 (登記事項証明書、借地契約書等)	○	○	
(6-3) 建築確認通知書または売渡し承諾書	○		

(宛先) 野田市長

記入例

自治会集会施設整備事業補助金交付申請書

自治会集会施設整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

団 体 名	〇〇自治会		
申 請 者 (代表者)	住所	野田市〇〇 〇〇番地〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
	電話 番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
担 当 者 氏 名 (代表者と異なる場合に記入)	〇〇 〇〇	電話 番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
自治会集会施設 所 在 地	野田市〇〇 〇〇番地〇		
工事費又は購入費	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円 (税込)		
補 助 対 象 費 用	記入しないでください 円 (税込)		
交 付 申 請 額 補助対象費用の 60/100 1 万円未満の端数切捨 上限 1,200 万円	記入しないでください 円		

添付書類

	新築、改築、 増築、購入	大規模修繕 100 万円以上	小規模修繕 100 万円未満
(1) 見積書	○	○	○
(2) 収入支出予算書	○	○	○
(3) 自治会等の会則または規約	○	○	○
(4) 自治会等の議決等を経たことを証する書類	○	○	○
(5) 着工前の写真 (整備箇所が分かるもの)	○	○	○
(6) その他市長が必要と認める書類			
(6-1) 図面 (位置図・平面図・立面図等) ※建築の確認済証に添付されているもので構いません。	○	○	
(6-2) 土地・建物の所有を示す書類 (登記事項証明書、借地契約書等)	○	○	
(6-3) 建築確認通知書または売渡し承諾書	○		